

「消防団協力事業所表示制度」

消防団協力事業所表示制度とは

現在、市の団員のおよそ8割が被雇用者です。このような状況で消防団の活性化を図るには、入団しやすく、活動しやすい環境の整備が求められています。

この制度は、消防団に積極的に協力している事業所又は、その他の団体に対して、「消防団協力事業所表示証」を交付し消防団活動に協力している事業所を広く公表することにより、地域の消防防災力の充実強化などの一層の推進を図ることを目的としています。



認定を受けた事業所は、「消防団協力事業所表示証」を敷地、建物などに表示できるほか、パンフレット、ホームページなどに掲載することで事業所のイメージアップにもつながります。

▶消防団協力認定事業所に交付される表示証。(大きさは縦30cm、横21cm) 素材はプラスチック製)

御前崎市消防団のバックアップと地域の安全安心を確保するためのご協力をお願いします。なお、認定基準は次の通り。

認定基準

- 従業員が消防団員として、事

消防団員を雇用している事業所は、事業税が軽減されます

誰でも入団できるの？

▼分団によつて加入時期はさまざまですが、基本的に18歳以上で、御前崎市に居住または勤務している、健康な人であればなたでも入団することができます。

はさまざまですが、基本的には18歳以上で、御前崎市に居住または勤務している、健康な人であればなたでも入団することができます。

はさまざまですが、基本的には18歳以上で、御前崎市に居住または勤務している、健康な人であればなたでも入団することができます。

はさまざまですが、基本的には18歳以上で、御前崎市に居住または勤務している、健康な人であればなたでも入団することができます。

女性でも入団できるの？

▼もちろん入団できます。現在御前崎市には女性団員が5名入団しています。

▼消防団員は、仕事が休みの日や仕事の終わった後などに集まって訓練などをおこなっています。

どんな活動をするの？

火災発生時における消防団員が1名以上いることにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所

火災予防のための夜警活動や有事に備えての訓練を行っています。

対象期間 次の期間に対する法人事業税又は個人事業税

・法人..平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に決算日を迎える事業期間

・個人..平成24年および平成25年年の所得

特例内容

事業税の1／2相当の税額(上限10万円)を控除

留意事項

- ・基準日までに「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていること

- ・定められた期日までに当該条例に基づく「消防団協力事業所の認定」を受けていること

御前崎市消防団はあなたの力を必要としています!!



問い合わせ



0537(85)1119

地域コミュニティーの一翼を担う消防団は、活動以外にも納涼祭などの地域行事には欠かせない組織です。

是非みなさんも地域力、地域防災力の向上のため消防団に入団してください。

▼消防団員は、仕事が休みの日や仕事の終わった後などに集まって訓練などをおこなっています。活動日は時期によつてさまざまです。